

次に、議席4番、中久喜久雄君。

〔4番 中久喜久雄君登壇〕

○4番（中久喜久雄君） 皆さん、こんにちは。また、傍聴者の皆様には早朝よりご苦勞さまでございます。

私、議席番号4番の中久喜久雄でございます。ただいま議長のお許しを得ましたので、通告に従って町道1―2号線の整備状況について、この1点に絞って質問させていただきます。

なお、野村町長におかれましては、安全・安心・安定のまちづくりの目標のもと住民福祉向上にご尽力をいただき、ここに深甚なる敬意を表します。私事でございますが、こうして貴重な質問時間をいただきましたことを大変光榮に存じます。

それでは、まず現在の1―2号線の整備状況について質問いたします。まず、現在宮本町から長井戸に向かって北に上ってくると未買収地があり、何度か車で走っていても危険な場所と言えらると思っております。この場所は、しばらくこのような状態が続いていることは前から認識するところでございます。私としても、議員といたしまして、これだけは何とかやってみたい、努力してみたいという観念でここに至ったわけでございます。

幸いにして、ただいま申しましたとおり、議員として質問時間をいただいたことを本当にありがたく感謝しております。また、前もってこれをやるについては、住民の皆様から大分、あの件はどうなっているのだと、おまえやってみないかと再三依頼されました。この壇上に立つ気持ち、何度かおりてしまおうかなと思いつきながら考えてきました。事実今でもそうです。心の中がいっぱいのような気がして、生意気のような気がしますが、これから1号線について質問させていただきますので、よろしくご協力のほどお願いいたします。

そこで、質問なのですが、これまでの用地交渉や現在の進捗状況はどうなっているのか、また今後の見通しはどうなのか、それに対しての何らかの対策は考えているのか、具体的な説明を求めたいと思います。

以上で簡単ではございますが、1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。ついでには、町長を初め執行部の誠意ある回答をよろしくお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（田山文雄君） ただいまの質問に対しての答弁を求めます。

産業建設部長。

〔産業建設部長 齊藤時雄君登壇〕

○産業建設部長（齊藤時雄君） それでは、中久喜議員さんのご質問にお答え申し上げます。

町道1―2号線の整備状況についての現在整備中の町道1―2号線未買収区間はどのような状況にあるのかというご質問でございます。開通のために方策はないのかというご質問でございます。町道1―2号線につきましては、平成5年度より国の事業認可を受け、平成10年度から工事に着手し、平成15年度に、未買収のところですが、一部を残し完了いたしました。未買収地があるため、地権者に対して用地交渉を重ねているところでございます。地権者が代替地を要望しているところから、地域性、条件に合うような代替地を提示しているところではありますが、自宅は東京の南砂のほうにございまして、本年も2度ほど訪問しております。それから、電話等についてはだめだと言われますの

で、その打診についても、ファクスで6回ほど返事をお願いしているところですが、何の連絡もございません。住民の皆様方には大変ご不便をかけておりますが、今後とも地権者と粘り強く交渉した中、ご理解をいただき、ご協力をいただくようお願いしてまいりたいと思います。よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（田山文雄君） 質問はありますか。

中久喜久雄君。

○4番（中久喜久雄君） 買収予定地は長井戸にあって、面積は47坪と伺っておりますが、その買収価格としては大体金額的にどのくらいの考えでいるか、また土地所有者はどのような要望を出しているのか、できれば要望の内容を具体的に聞かせていただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

○議長（田山文雄君） 答弁を求めます。

産業建設部長。

○産業建設部長（斉藤時雄君） お答え申し上げます。

公簿の面積が124平米でございます。買収面積が90.5平米。そうしまして、買収単価ですけれども、平米当たり2万4,100円でございます。総額で218万1,050円ということになっております。

交渉の内容でございますが、地権者の要望でございますが、近隣にスーパーがあって医者があって、南向きでないといふと。そういう形の中で、町としましてもそれに見合ったような代替地を提示しているところでございますが、本人が現地を見ましても、その後こちらに連絡も、来てもいただけない。それから、家族がこちらに来町する場合は、車ではないもので、町としましても自動車の送り迎えをしますと。おばあちゃんも足が悪いので、そういう点も考慮した中で町としては対応しているわけでございます。しかしながら、連絡、電話一本もいただけないという状況で、今本当に議員さんがおっしゃるように、町もそれ以上に苦慮しているところでございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（田山文雄君） 質問はありますか。

中久喜久雄君。

○4番（中久喜久雄君） ただいま部長の説明がございまして、確かに建設課としても、町側としても、交渉経過等お話を聞くに、大変ご苦労願っているということは重々私も認識しているところでございます。ただし、今代替地、地権者の要望というものを感ずるときに、まだ説得の方法はないのかと、あるのではないかというような、私事でございますが、考えるところでございますが、その点について何らか考えているかどうか、今後の対策として。でも、答えが返ってこないでは、いつになってもこれは平行線をたどるに過ぎないことだと思います。したがって、何らかもう少し詰めた対策を考えて、今までやってきた先輩連中、議員さんも初め執行部の皆さんもさることながら、それは尊敬しています。努力は認めます、さっきも言ったとおり。やっぱり何か対策を考えて、みんなと方法を考える。これを住民の皆さんは切望していることだと思います。買収価格坪7万9,670円、買収金額が256万4,963円という、用地交渉も平成11年12月からということで9年を要しているということ。何回も申しますけれども、大変なご苦労だとは認識しておりますが、その点について再度ご説明いただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

○議長（田山文雄君） 答弁を求めます。

産業建設部長。

○産業建設部長（斉藤時雄君） お答え申し上げます。

方策を考えてないかということですが、最初はやはり連絡のみでやっておりましたが、なかなか対応していただけないということで、訪問し、そして最終的にはここにおります副町長まで自宅のほうにお伺いして、それでも納得していただけないと。今後お金のほうで解決していただけるのだったら、ある程度の考慮をすることもあるかと思えます。ただ、金額的には、町道、公の道路でございますので、皆さんご存じのように、ごね得とか、そういう形の中では町としても対応できない状況でございます。町としましては誠意を持った中でお願いしている状況でございますので、やはり今後も誠意を持った中で進めるしかない。権利についてはその地権者の理解をいただくということが最善でございますので、やはり町としまして今後も最善の力を尽くした中で努力してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長（田山文雄君） 質問ありますか。

中久喜久雄君。

○4番（中久喜久雄君） 再三に渡りますけれども、ただいま町長の話も出ますし、また部長からのご意見として、何回も言いますけれども、ご苦労は認識しております。例えば相手方に来ていただいて、この辺がよいという場所を選んでもらうとか、その後その土地を町で購入しては、もし希望があれば、単純なことでございますけれども、そういう方法もあろうかと思えますし、例えば坪単価にしてまれば8万弱の金額であろうかなと思うのですけれども、町内でもなお、今長井戸あたりでも土地の下落等もありますので、購入可能な土地ではないでしょうかと思えますが、その点についてのご意見を、だれでも結構ですけれども、いただければ、よろしく願います。

○議長（田山文雄君） 町長、野村康雄君。

○町長（野村康雄君） 今まで調べましたら7カ所見せているのです。それには、住吉町の市街地とか、現在見せているのは山神町の市街地の地区で、本当に当時の坪単価からいったら比較にならないくらい高い土地で、面積も多いところも見せてあるのです。今度のは、見に来てくれて、大変気に入ってくれたということなので、これも人の土地なのです、正直言って。譲ってもらえますかと私個人的に、こういうことなのと言ったら、どうしてもものときはいいですよと言われていたものですから、お見せいたしました。そうしたら非常に気に入ってくれた。ということで、ぜひ進めなさいということで進めていたのですが、今度幾らファクスを送って連絡をとっても返事が来ないのです。電話連絡は全然だめなのです。行っても、10時なら10時と行って、10分前に行って待っていたら警察を呼ばれてしまうというような、そういうこともあったそうなのです、以前に。そんな話も聞いていますけれども、そういうことでは非常に対応の難しい方と言っては失礼ですが、難しい方だと思います。

ですから、来ていただいて、本当にそこでいいよというところがあればいいのですけれども、なかなか。100%面積に合った、極端に言えば、境町ですと一時サティのそばも見せたことがあるのです。そのときも最初は気に入ってくれたのですけれども、そうしたらやっぱりあそこではだめだということもありまして、なかなか納得、理解してもらえない。とにかく代替地ですので、境町以外というわけにはいきませんので、そういう意味では土地の単価で高くしてくれとか、そういうことであれば交

渉の方法もあるのですけれども、あくまでも代替地だと。気に入ったところといいますと、なかなか本当に難しい問題もあります。この前2カ所を持っていったのですけれども、2カ所とも本当に全く他人様の土地で、こことあそこらとあそこらなら納得してもらえないのではないかとって持っていった土地なのです。ですから、その辺をこれからどう理解していただくかというのはかなり難しいかと思うのですけれども。

では、収用法をかけられないのかと思ってはいるのですが、これは法的には、代替地ということで要求されていますと99.999ぐらいまでは無理なようではありますが。そうしますと、今のところ本当に全く打つ手がないという状況で、相手の方に粘り強く交渉する以外は本当のところ見当たらないのです。ほかにうまい方法がないかとはいっても本当に、記録は全部議員さん持っていると思いますけれども、渡してあると思いますが、九十何回交渉しているのです、今まで。7カ所の土地を見せて、副町長も昨年行っていただいて、何とかお願いできないでしょうかということなのですけれども、そういう状況でございますから、これからも粘り強く、また代替地と言えば、また探して見ていただくしかないと思うのですけれども。

ただ今度の代替地は、見に来てくれたときに気に入ったと聞いていたものですから、私も何とか決まっしてほしいと思っていたのですが、その後いかがでしょうかと連絡をしても、一切今のところ返事がないという状態なものですから、勝手に行ったりしますと、さっきみたいなことになってしまいますので、連絡とって行かないといけないものですから、今後もう少し粘り強く交渉していく中で、その後専門家の方にまた相談して進めていくしかないのかなと思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと存じます。

○議長（田山文雄君） 質問ありますか。

中久喜久雄君。

○4番（中久喜久雄君） ただいま町長のほうからの答弁をいただきまして、最初から土地の問題というのは難しいということは十分認識していますし、私は経験上、この年になっても土地の交渉というのはやったことないのですが、あるところで友達からも聞きましたけれども、例えば土地交渉は難しいということは、境警察署の今の敷地の交渉で皆さん、経験者もいると思うのですが、大分苦労して成就したという話も承っています。

努力あるのみだとは思いますが、それについて、もしそれをやっても無駄だったと、交渉に応じしてくれないという、今町長のお話。土地収用法というのですか、強制執行というのですか、これは話を聞くところでは、まだ県ではやったことないというようなことで、なかなか難しいということで、町長の説明も聞くとおり、収用法についての検討というのはどの程度なされてましたか。もしその内容的なものを聞かせていただければ、今後の対応に幾らか勉強になるのではないかと思いますけれども、ひとつ聞かせていただければ、どのような手続をしたか、相談したか。

○議長（田山文雄君） 答弁を求めます。

産業建設部長。

○産業建設部長（齊藤時雄君） お答え申し上げます。

収用につきましては、これは交渉のものでございます。皆さんご存じのように、代執行と強制執行という形のものでございます。先ほど町長が申しましたように、強制執行については、これはとても

国でもほとんどやらない状況でございます。代執行については、やはり土地がありまして、そこを立ち退かない場合は代理に執行するということですので、強制執行のほうまではいかないかと思えます。収用法につきましても、これは今までの経過措置を全部記載した中、事業認可を県知事のほうに受けることになります。そして、県知事のほうで、それを適格だと、それは大丈夫だという認可がございましたら、それが町に来まして、それで町で告示をした中で、それで異議申し立てが一件でもあった場合は、もう一度事業の認可をやり直しという形になるわけでございます。私ども、これまで交渉してきたわけでございます。特に中久喜さんが、現地を一緒にということではありますが、それについても3カ所ほど、町の乗用車を用意しまして現地を確認していただいて、終わりましたら、前の土地がよかったのだという話をされるような状況でございます。皆様方にはご心配いただいておりますが、やはり町としても精いっぱいやっていることだけをご理解いただければと、このように考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（田山文雄君） 質問ありますか。

中久喜久雄君。

○4番（中久喜久雄君） 確かに何度も同じような質問になりますけれども、土地収用法というのはなかなかできるものではないと重々認識しているつもりです。本当に最後の最後だと思うのです、土地収用、強制執行だなんていうことは、不可能に近いのではないかと先ほど町長から伺いましたとおり。

ただし、今までの交渉経過等を素人なりに、私なりに探って考えてみますと、何かもう少し、裏から眺めた交渉の仕方、いや、先輩連中が交渉してきたことは、それはそれで尊敬できます。もう一歩下がって、裏から眺めた落としどころというのですか、表現が悪いかもしれないけれども、考えられることもあるのではないかなと、私素人考えで考えられるのですが、その点について何かございましたら、もう一度答弁をお願いします。

○議長（田山文雄君） 答弁を求めます。

産業建設部長。

○産業建設部長（齊藤時雄君） お答え申し上げます。

いろいろな手法を町としても考えました。戸籍を調べた中で、近隣にその親戚の方が身内の方がいらっしゃるか、それから親族の方がいらっしゃるか、そういう点も考慮した中で検討したわけでございます。やはり土地交渉というのは、地道な中でやらなくては、とても大切な土地を分けていただくわけですから、やはりそういう点を傷つけないように、その人の立場になって私たちも交渉しているわけです。余り裏工作とか、そういうものについては、余計悪意を感じられるところがございまして、やはり誠意を持った交渉ということが必要ではないかと思えますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（田山文雄君） 中久喜久雄君。

○4番（中久喜久雄君） 今の部長の説明というか答弁によりまして、私、裏工作と、ちなみに誤解されているような気がすると思うのですが、裏工作って、裏から金でもやって何とかということとは違うのですが、そういう意味でとるような気がしてしまうのですが、そうだったら失礼いたしましたということで釈明したいと思えます。

そういうことではなくて、あれだけの土地で、地主さんには失礼かもしれないけれども、47坪ですか、それだけの土地で、それまで何でもこちらの要望にのってもらえないかというのが私理解できないのです。そこに何かあるのではないか。交渉の仕方が悪いというのではないです。それで重々誤解のないようにご理解していただきたいのですが、その点について町長どうでしょうか、よろしく願いします。

○議長（田山文雄君） 答弁を求めます。

町長、野村康雄君。

○町長（野村康雄君） 正直申し上げまして、斉藤部長はもちろん、副町長も行っていますし、元の斉藤進君がやっている部長のときも行ってもらっていますし、とにかく中久喜さんに一回行っていただいて交渉してもらおうと一番わかっていただけるかもしれないのですが……

〔「……もしできるのであれば」と言う者あり〕

○町長（野村康雄君） いや、それくらい。わかっていただけるのではないかと思うのですけれども、私が聞く限りでは、私もまだ直接は行っていません。

〔「町長が出ればわかる……」と言う者あり〕

○町長（野村康雄君） ないのですけれども、なかなか。先ほど言ったとおりのお金で、倍欲しいとか3倍欲しいとかと、これは交渉しようがあるのです。そうではないのです。お父さんが買って残した形見の土地だから放したくないと最終的には出られてしまうのです。交渉の中で、そうはいつでも現場を見ていただいて、この現状なので協力してくださいと言ったら、では代替地があればということで、今まで7カ所見せてきたのですが、どれも気に入っていただけなかったというよりは、まだ最終の山神町の見せた土地はまだ返事が来ないのです。いかがでしょうかとファクスで何回も送っているのですが、返事は全然いただけない状態。ということで、今頓挫しているところですから。また、行ってきなさいと行って行っても、連絡とって会えるようにしていかないと会えませんので、その辺のところは本当に……。

中久喜さんや私の常識でいけば、何だろうとってしまうかもしれないのですけれども、実際お父さんが形見に残した土地だと言われてしまうと、なかなかこれはだめなのかなとってしまうし、そうかといいますと、ではいい代替地があればいいですよと言いますし、その繰り返しみたいな感じのところも話を聞くとあるようなのです。

ですから、今度見せた代替地は、本人も1回見に来て、「ああ、あそこはいいや」と言ったそうなので、すぐこちらも、もしあれでしたらお迎えに行きますから、ぜひもう一回見ていただいて、検討していただきたいということでファクスしているのですけれども、その後音さたが今のところないという状況が続いています。また、これからは粘り強くやっぱり交渉して行って、こちらの誠意がわかっていたらどうか。わかっていただける努力をしなければいけないと思っております。私も直接まだ会ったことはないものですから、どういうかわからないのですけれども、何人もうちのほうでも係が行っていますから、本当にそのときは決まるのかなと思ってしまうところもあるのですけれども、難しいという。

法的なものは、さっき部長が言ったとおりですから、まだ年数的にも難しいであろうと思っておりますので、ほかに、これは町ですから、裏技を使うわけにはいきません。お金でも本当に何とかなることで

あれば別なのですけれども、それ以外のやり方というのはちょっと、町は正攻法で、ご理解いただくまで粘り強くやっていくしかないのかなというのが今のところの現状でございます。もし今度アポイントでもとれましたら、議員さんにも骨折っていただいて、ぜひご協力をお願いしたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（田山文雄君） 質問ありますか。

中久喜久雄君。

○4番（中久喜久雄君） ただいま町長の答弁、詳しくありがとうございます。代替地ということでございますが、代替地というか……立派ないい土地を代替地に持っていったという話、何回も承っておりますが、今のあの47坪の土地、投資で買ったという話ですよ。未練あるような土地かどうかということは、ちょっと私その点は、何で未練あるのかなというようなことを疑い……。例えば話は大きくなりますけれども、成田の土地収用なんかでは、何代も続いた土地を取られると、そういう未練さというのは理解できるのです。ただ、投資で買って、お父さんが買ったのだから、これを維持したいという、ちょっと理解できない面が感じられるのです。

もう一点、代替地の件なのですが、これはちょっとちまたで聞いた話だから、これは水に流してもらっても結構なのですが、地権者というか代替地を陽光台へ持っていったという話、それは聞いたことないですか。だから、陽光台だったらよかったのだけれどもなという話で。いいと言ったら、それは売ってしまったという、それで気を害したというような話も聞いているのですが、その点はどのようなのでしょうか。

○議長（田山文雄君） 答弁を求めます。

産業建設部長。

○産業建設部長（斉藤時雄君） お答え申し上げます。

この土地につきましては、お父さんが大切にしていた土地だと。それで、今お父さんが亡くなっておりますので、やはりこれは私たちは記念として残したいのだと、そういう一点のもので来ているわけでございます。それから、代替地につきましても、一番最初に陽光台のほうを提示しました。あちらは雑地ですけれども、宅地の一番いいところを世話したわけでございますが、本人が、私は川の近くは住みたくないから、陽光台なんかもう二度と勧めないでくれと、あちらから強硬に断られて、その後陽光台の優良地も代替地として勧められなかった。それから、代替地につきましては、一般住民の方の協力を得て、道路際にある一等地のところなのですけれども、自分のお子さんがうちを建てるのだけれども、町の土地と交換していただいて、代替地としてお願いしたいと言ったら、そこに車で案内しても、前の土地がよかったのだと、そういう返答しか来ないわけでございます。町で、ここはだめだよと言った土地はございません。陽光台についても、本人から断りが来たということでございますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（田山文雄君） まだ質問ありますか。

中久喜久雄君。

○4番（中久喜久雄君） 長くなってしまいましたけれども、やはりあとは開通目標年次というのですかを決めて、あとは粘り強く代替地を提示し、それでもだめだというときは、労力と年数はかかると思いますが、収用法を考えながら手続し、やり方さえわかっていたらできればできますというような

話もちよっと承ったことがあるのですが、その真意というのはわかりませんが、要はやる気があるかないかという、最終的な判断は町長の決断にあると思うのです。ちよっときついかもしれないですけれども、どうか町長には、開通年次目標を立てて、最終手段も視野に入れた決断をすべきだと思いますが、町長どうお考えですか。再度同じようなことで申しわけないですが、よろしく願いします。

○議長（田山文雄君） 要望ではだめなのですね。答弁を求めるのですね。

では、町長、野村康雄君。

○町長（野村康雄君） 最終的に議員さんおっしゃっている収用法でやりなさいということしかないと思うのですけれども、これは正直言って法律でありますから、今言ったように、収用法をかけたからといって、すぐオーケーになるということはずがありません、100%。今こういう交渉の経過が全部うちのほうで残してあります。いつそういうことができてもいいようにということで、電話1本、ファクス1本、全部記録して残しておきなさいと私言っておりますので、こうやって見ると約100回あるのです。こういう交渉をした記録を残した上で、専門の弁護士さんなりに相談してやるしか方法はないと思うのですけれども、それでも私の得る知識の中では、代替地としてまだ欲しいのです、いいところがあればいいのですよと言われていた状態ですと、やる気があっても100%だめだと私は思っています、私の知る限りの知識では。

ですから、さっきの裏というのがちよっと気になるのですけれども、別の方法ということも、それを言っているかのどうかわかりませんが、町ですからそういうことは一切したくありませんので、やっぱりまともに交渉を進めて、これがもう何ページにもなって、弁護士さんがこれ以上やったら収用法でかけても大丈夫だよというときにはならないとできないと思いますので、いい知恵がありましたら議員の皆さんにもお聞かせをいただきたいと、このように思っておりますので、よろしく願いいたします。

ただ、どうしてこういうことになってしまったのだということは私よく言うのですけれども、土地のことですから、確かにどこでもこういう事件が起きることはありますので、やむを得ないと言えはやむを得ないので、いろいろ今後の反省の課題でもあらうと思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと存じます。

○議長（田山文雄君） 中久喜久雄君。

○4番（中久喜久雄君） 先ほどやはり町長からの答弁にもございましたとおり、自分なりに、機会があったら、差し支えなければ、同乗させていただいて、地権者とお会いして納得できれば。これは、納得いくというのは不可能だろうと思っておりますけれども、差し支えなければ考えていただいて。

終わりに、用地買収は相手があることですので、買収単価とか代替地問題、業務に携わってきた職員の皆様には大変ご苦労さまでございました。しかし、現在のままでは、場所をご承知のとおり非常に危険でありますので、近くに保育園、老人ホームとかございますし、一日も早い開通を願い、事故が発生した場合には、補償問題とかいろいろ難しい問題もできかねない問題だと思いますが、今まで以上に地権者のところに小まめに足を運び、買収できるように努め、一日も早く供用開始ができるよう切にお願いいたしまして、私の質問を以上で終わらせていただきます。どうもご協力ありがとうございました。



○議長（田山文雄君） これで中久喜久雄君の一般質問を終了いたします。

